

第5回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 令和4年10月14日（金） 午前9時30分～午前11時10分
会 場 小田原市役所 3階301会議室
会議形態 対面会議
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、五十嵐委員、植田委員、志澤委員
瀬戸委員、原田委員、村上委員、山本委員、山岸委員
市職員：【市民部】早川部長、菊地副部長
【人権・男女共同参画課】竹井課長、町山係長、大澤主任
欠席者 神谷委員
傍聴者 0人

会議概要

1 開会

| | |
|------------------|---|
| 事務局【町山係長】 | <p>本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、第5回小田原市人権施策推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の委員会の出席委員は10名でございます。</p> <p>委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。また、傍聴者はありません。</p> <p>本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>※【別紙 配布資料一覧】により確認</p> <p>資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。</p> <p>（ 委員 配付資料確認 ）</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条第1項の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。</p> <p>吉田委員長、よろしく申し上げます。</p> |
|------------------|---|

2 議題

(1) 小田原市人権施策推進指針改定版（素案）について

ア 第4回委員会で協議した分野別人権施策の修正について

| | |
|--------------|---|
| 吉田委員長 | 本日の議題は、小田原市人権施策推進指針改定版の素案についての第4回委員会で協議した分野別人権施策の修正した内容となります。 |
|--------------|---|

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>始めに事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局【大澤主任】</p> | <p>それでは、議題（１）ア 第４回委員会で協議した分野別人権施策の修正について説明させていただきます。</p> <p>資料１をご覧ください。</p> <p>こちらは、第４回の委員会の中で委員の皆様からの意見を踏まえ、修正したものです。修正した箇所は、ページ右側のコメントの追加という部分をご覧ください。</p> <p>それでは、修正した主な内容についてご説明させていただきます。</p> <p>初めに全体に係る修正内容ですが、指針に出てくる年数の表記につきまして、和暦や西暦がバラバラとなっております。そのため、基本は和暦の後に括弧書きで西暦を併記する形にしております。</p> <p>次に分野別の人権問題について載せる順番をつけさせていただきました。過去の委員会でも話が出ておりましたが、項目立てしている人権問題の順番は、法務省で示されている冊子の順番に基本的には合わせており、女性の人権を始めとしています。犯罪被害者等と刑を終えて出所した人の問題は、法務省と順番が異なっておりますが、これは、現行指針において犯罪被害者の話の後に刑を終えて出所した人の話を持ってきており、現行指針に合わせる形としたものです。法務省の冊子に記載の無い内容、自死に関する問題と貧困に関する問題は後ろに持ってきています。貧困に関する人権問題は、いろいろな問題に関係する内容であるため最後に配置することにしました。</p> <p>それでは、個々の分野のことに移りますが、７頁からの女性の人権については前回からの修正はございません。子どもの人権については、11 頁の主要施策の方向をいくつか修正しております。前回の議論の中で、ヘイトスピーチの子どもたちへの伝え方の話が出ておりました。先生に対し研修会を設けて、世の中でこういうことが話題になっているから注意喚起として伝えていることを取組として記載してはどの話の流れがございました。ヘイトスピーチだけでなく、多様性を尊重していくことなども含め主要施策の方向１に文書を追記しました。また、ヘイトスピーチについては、外国につながる人だけのことでなく、関係があるところに記載していくことについて検討することとなっております。そのこともあり、子どもの人権のところにもヘイトスピーチの文言を入れています。12 頁の主要施策の方向２つ目では、表現が適切でない箇所がございました。「子どもに対し、虐待の未然防止や早期発見」という誤った文章となっておりますので修正したものでございます。12 頁下の用語説明として、ヘイトスピーチの説明を加えさせていただきました。以上が子どもの人権の主な修正箇所となります。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>高齢者の人権については、民生委員の記載について入れるかどうか検討するとのお話があったことを受け、14 頁の3つ目の施策の中に文言を追加させていただきました。</p> <p>次に15 頁以降の障がい者の人権については、障がいの「がい」について漢字表記か平仮名表記で書くべきかとの話がございました。法律等で決まっているものは漢字、それ以外は平仮名表記に統一しております。15 頁下から3行目は、「障害となっている社会的バリア」として漢字を使っておりましたが、障害という言葉を使わず別の表現としました。17 頁下の用語説明において、漢字と平仮名の使い分けについての説明を加えさせていただいたところが修正箇所でございます。</p> <p>次の同和問題（部落差別）については、現状と課題のところへイトスピーチの文言を新たに加えたところが修正箇所でございます。</p> <p>次の外国につながるのある人の人権では、「共に生きる」というような言葉をどこかに反映することへの意見が出ており、先ほどの障がい者の人権で冒頭にある「障がいのある人もない人も互いに尊重し、支え合い、分け隔てなく共に生きる社会をつくることは、今、私たちが取り組むべき課題です」のような内容を工夫して書くことを検討することになっていました。それを受けて2段落目を追加したものです。また、網掛けが漏れておりますが、3段落目について在日外国人の歴史について説明する文章を加えております。22 頁の主要施策の方向4つ目「就学支援」では、これまでは前段で就学した後の支援について書かれ、後段で就学前のことについて書かれていたものを逆の順序としています。それと、外国籍の人が避難しているイラストを載せておりましたが削除しております。</p> <p>次の疾病等に関する人権問題、犯罪被害者等の人権、刑を終えて出所した人等の人権について修正箇所はございません。</p> <p>27 頁のインターネット等による人権侵害では、イトスピーチの文言を現状と課題の中で加えています。</p> <p>29 頁のホームレスの人権、次の性的指向や性自認に関する人権問題、自死に関する人権問題、貧困に関する人権問題について修正箇所はございません。</p> <p>それと、現時点で掲載しているグラフ等データについて、最新のものがありましたら、今後、関係部署に確認したうえで差し替えをさせていただく予定でございます。</p> <p>議題（1）アについての説明は以上です。</p> |
| 吉田委員長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から修正箇所についてご意見、ご質問等がございますか。 |
| 吉田委員長 | イトスピーチの件は、今日は教育委員会の神谷委員が欠席でご意 |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>見を伺うことができないわけですが、このような扱いでよろしいでしょうか。少しトーンを落としているところがあるわけですが、各所にヘイトスピーチの文言を入れることについてはこのような形にしております。教育の中で子どもの言う事についてヘイトスピーチと呼ぶかどうかというのは教育委員会で議論があるようでしたが、先生方を通じてヘイトスピーチはいけないと言ってくださいということを表現にすることでカバーしています。折衷案かと思いますが。よろしいでしょうか。</p> |
| <p>※委員からの反対意見なし</p> | |
| <p>吉田委員長</p> | <p>よろしいでしょうか。それでは、ご質問等もないようですので、これで議題（１）ア を終わらせていただきます。</p> |

イ 分野別人権施策（さまざまな人権問題）について

| | |
|------------------|---|
| <p>吉田委員長</p> | <p>次に、議題（１）イ「分野別人権施策（さまざまな人権問題）について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局【大澤主任】</p> | <p>続きまして、議題（１）イ 「分野別人権施策（さまざまな人権問題）」について説明させていただきます。</p> <p>先ほどと同じく資料1をご覧ください。</p> <p>ここでは、分野別として項目立てしていない人権問題をまとめて記載しています。記載する内容としましては、就労者の人権、災害に伴う人権問題、婚外子の人権、戸籍に記載が無い人の人権、先住民族の人権、拉致被害者等の人権の6つとなります。現行指針では、就労者、婚外子及び先住民族についての記載はありましたが、それ以外の内容については、今回新たに記載する内容となります。</p> <p>就労者の人権については、就労支援が課題となっていることやハラスメントについての記載が現行指針ではございました。今回は、賃金格差が生じていることや過労死の問題についても記載を追加させていただきました。</p> <p>災害に伴う人権問題については、平成23年の東日本大震災をきっかけとした避難に伴う風評被害や嫌がらせのこと、また、災害時における避難所運営での支援が行き届かないことや人権侵害について記載しています。</p> <p>婚外子の人権については、戸籍の表記の改善が図られてきていることを記載しましたが、この問題自体、子どもが自らの意思で変えることのできる問題ではなく、社会全体で子どもが健やかに育つために擁護していくことを追記しました。</p> <p>戸籍に記載が無い人の人権については、戸籍が無いことで生じる不利益や救済に向けて相談できる窓口を設けていることなどを記載しま</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>した。一方で、外国人の無戸籍の問題があることにも触れています。</p> <p>先住民族の人権については、先住民族の人々がどのような侵害を受けてきたのか、主にアイヌの人々のことについて歴史を含め文案を作成しております。</p> <p>拉致被害者等の人権については、国や県と連携して啓発活動を進めていくことや問題によって在日韓国・朝鮮人の人たちに対する偏見や差別につながらないように努めていくことを記載しています。</p> <p>議題（1）イについての説明は以上となります。</p> |
| 吉田委員長 | <p>それでは議題（1）イについて、委員の皆様からご意見・ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p> |
| 植田委員 | <p>最後の所でここまで書き込みがされていることに丁寧で理解が得やすいと感じました。</p> <p>一つ、従前からのタイトルで、最後から二つ目の「先住民族の人権」について小田原市の指針として、少し大きく構えているような、端的に関係者として分かりやすいのは「アイヌ民族の人権」と書いてあるほうが理解できるのではないかと思います。もし、一義的にこれを見なければいけないのが市の職員であるならば、このタイトルなのかなと思いつながら、この「先住民族の人権」というタイトルの付け方について私自身もどちらが良いのかと考えたところです。</p> |
| 吉田委員長 | <p>実はそのことですが、奄美の方が国連の先住民族に関する委員会に報告したことがありました。アイヌ民族だけとは限らないわけでして、タイトルを「先住民族の人権」としております。主にアイヌの人の問題をクローズアップしていますので、二段落目に移して分けて記載したという事情があるものですから、このタイトルでご承知いただけませんか。</p> |
| 植田委員 | <p>わかりました。</p> |
| 吉田委員長 | <p>裁判所で認められたのは、アイヌ民族だけでして、そういう風な書き方にしています。</p> <p>他に何かございますか。</p> |
| 吉田委員長 | <p>大石委員、この無国籍の記載はどうでしょうか。書き加えていただいた外国人の方の無国籍の問題をどうするかということで、住民登録はしていれば住民票には載るわけですが、どのように書くべきでしょうか。</p> <p>病院で赤ちゃんが生まれて、お母さんがフィリピンの方のようだったのですが、いなくなってしまう、アメリカ人宣教師の方がその子を養子にしようとし、帰国する際連れ帰るためにパスポート発行の手続きをしようとしたのですが、無国籍だとして出来なくて、結局、国籍法第2条第3号の「日本で生まれた場合において、父母がともに知れな</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>いとき」にあたるとして、国籍を附与したという有名な事件があります。そういう場合であるとか、実習生等として働いている方は、配偶者の方を現在の制度では呼ぶことができないわけですから、他の手続きで日本へ呼んでしまい、在留許可を持っておらずそれを隠すために自分の国の大使館に出生報告できないという経緯で無国籍となってしまう場合が起こっています。それをどのように書くかは難しいわけですが。</p> |
| 大石副委員長 | <p>無国籍の問題があることを知ってもらうことはとても大事なことだと思います。</p> <p>やはり外国人の問題で言いますと、もう一つは在留資格が無い人の問題があります。基本的に日本に住んでいる人は在留資格が無いといけないうことになっているのですが、観光ビザなどで入って長期滞在して日本で生活している人がいます。そういう人たちは在留資格が無いことで、現実的には働いておらず、働けなくて生活をしており、非常に苦労している人がいるわけです。難民の問題も同じですが、その問題をどこかで触れたほうが良いのではないかと思います。</p> <p>行政として在留資格が無い人の問題をどう扱うか。しかし現実には在留資格が無い人の問題は非常に大きな問題になっていますし。</p> |
| 吉田委員長 | <p>日本に来てから難民として申請するから、どうにかして入国しないといけないうので観光ビザ等で入ることになりますよね。或いはビザなしで入って、結局三か月を過ぎると在留資格が無くなります。難民申請が認められる幅は非常に狭く、在留資格が無いという状態になってしまうことがあります。</p> |
| 大石副委員長 | <p>明治学院大学の国際人権法の先生に話を聞いた時には、国際的な人権社会の中では在留資格がある人は殆ど問題ないと。しかし、在留資格の無い人の人権をどのように国際社会が考えていくのかということがとても大事だと話していました。</p> <p>子どもにとってみれば親の仕事の都合などで、自分の在留資格が無く生まれてしまうわけですね。しかし、そのことによって一人の人間としての扱いを受けることができないとか、場合によっては学校に行っても自分が発覚してしまうことを恐れて学校へ行かないということもあります。私どもの団体ではそういう子を見つけて学校と話をし、学ぶ権利を持っているから学校へ入れてあげてくださいと言って小・中・高・大学まで行っているケースもありますから。しかし、実際そのような問題を学校側も知らないこともあります。在留資格の無い子を学校へ入れることはできないのではないかと断ってしまうケースもあるわけです。ですから、こういう問題は今後大きくなっていくと思うわけです。ここにどこか一つ入れておいたほうが良いのかなとは思</p> |

| | |
|-----------|--|
| | います。 |
| 吉田委員長 | <p>どこに入れましょうか。外国につながるのある人の人権でしょうか。</p> <p>ちなみに就学についての問題は在留資格が無くても学校に入れないということではないわけです。カリフォルニアとかで租税を払っていない人たちの子どもが公立学校に来ることが問題になりました。その人たちを排除する法律を作ったことがあるのですが、裁判所で人権侵害であるとひっくり返されました。ポリシー的にも地方公共団体の中で文字が読めない人であるとか、簡単な計算が出来ない人もいるということは、施策上はよくないのでどのような子どもでも学校に入れることが正しい施策であるとされています。</p> <p>就学のところでは、子どもの人権の中にそのセクションはあるわけですが在留資格については触れておりませんので、誰でもカバーするという表現になっています。そして、在留資格についてどこかに特記して書くかどうかということですが、入れましょうか。</p> |
| 五十嵐委員 | <p>今、課題として見えている話を入れるか入れないかの議論があるのであれば、それは入れたほうが良いのではないのでしょうか。直面しそのような課題を避けて書かないよりは書いておくべきというのが私の意見です。</p> |
| 吉田委員長 | <p>おそらく入れるとするならば、「外国につながるのある人の人権」のところの四段落目の最後あたりですかね。こういう動きの中で在留資格が無い人が国内に滞在しており…など。</p> <p>大人だけに限らず、私の知っているケースでは日本へ働きに来ている人が奥さん呼びたくて、奥さんが観光ビザで入り、その後赤ちゃんが出来たが大使館に申し出ることができず、パスポートが取れずという状態でずっといる例を耳にしたことがあります。違法ではあるのですが。呼び寄せないということも、働くことが長期に及べば最長十年近くとなり、若い人たちが日本に来ているわけですが。そちらを改善するべきかもしれませんが。そういう在留資格が無い人について一言触れるとしたら在留資格が無い人がいて、人権侵害の問題となっているというような表現であればどうでしょうか。</p> |
| 事務局【大澤主任】 | <p>委員長がおっしゃっていただいたように、記載をしていくとするならば、やはり「外国につながるのある人の人権」の現状と課題のところで触れるのが良いのではないかと思います。どの程度まで掘り下げて記載するかはありますが、市民の皆さんに伝えていくという意味では入れていくことが前向きな形ではないかと思います。記載方法は考えさせていただきたいと思います。</p> |
| 吉田委員長 | <p>それでは、そのことについては事務局に任せるということにして、もう一度さまざまな人権問題のところを見ていただいて、記載におい</p> |

| | |
|--------------|---|
| | て足りないところや修正がありましたら、この機会におっしゃってください。 |
| 大石副委員長 | やはり市の指針ですので、読んでこれは差別的であるとか、人権侵害につながるような表現があればよくないので、皆さんでチェックしたほうが良いと思います。 |
| 吉田委員長 | イラストは大丈夫でしょうか。そういうところで検討が足りなくて不適切なものが載っていたりしますと。法務省のはペンギンのイラストが載っていますが、女の子にリボンがついていて、そういうのもどうかかなと思ったりしますが。そういう部分も見ていただきまして、問題が生じないようにしたいと思います。 |
| 志澤委員 | さまざまな人権問題のところで複数に分かれているのですが、「災害に伴う人権問題」だけ「問題」がついているのはどうしてでしょうか。 |
| 事務局【大澤主任】 | 「災害に伴う人権問題」だけ「問題」がついているとのご質問ですが、その前の項目立てしているところでも、人を表している分野名のところは人権までで止めていますが、それ以外については人権問題として整理しています。例えば、貧困については「貧困に関する人権問題」としていたり、自死についても「自死に関する人権問題」としてあります。 |
| 吉田委員長 | 人権問題としてあるほうが、幅広いのでしょうか。周りの人たちの話であるとか、或いは貧困とは何かとか定義にゆらぎがあるところを含めると人権問題という表現がつくのでしょうか。 これは、このままでよろしいでしょうか。 |
| ※委員からの反対意見なし | |
| 吉田委員長 | 他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。 |
| 五十嵐委員 | イラストの話がありましたが、これがいけないとは思いませんが、あってもなくても良いと思います。意見をいろいろ取られることは無いでしょうが、イラストを入れる意味がどれだけあるのかと思いました。 |
| 吉田委員長 | 後の概要版の議題で話が出るわけですが、読みやすくという点ではそうであろうと思います。確かに法務省のイラストとかは良いのだろうと思いますが、本編からはイラストをとってしまっても。 |
| 五十嵐委員 | 本編の施策の中には要らないのかなど。 |
| 瀬戸委員 | 民生委員としても保護司としても出席させていただいているわけですが、「刑を終えて出所した人等の人権」のところで法務省のキャラクターの「ホゴちゃん」のイラストがあるわけですが、それにとっても安心しました。社会を明るくする運動にこのキャラクターがあるわけですが、黄色い羽根を持っているイラストで、入れていただいて安心しています。 |

| | |
|-----------|--|
| 吉田委員長 | これは公式キャラクターでしょうか。 |
| 瀬戸委員 | 国を中心に、社会を明るくする運動を行っていて、これはそのキャラクターとなっています。そういう意味があるものが入っていたことは嬉しいです。 |
| 吉田委員長 | 他の無料イラストからとってこられたところとか、お医者さんのイラストも女医さんになっていたり、そういうところは配慮が感じられますが。 |
| 大石副委員長 | 字ばかりというのは、嫌だなという感じがします。 |
| 吉田委員長 | 危険はありますので、よく検討しないと。 |
| 大石副委員長 | イラストを入れる事について私は良いと思います。 |
| 吉田委員長 | 何回か見ていただいて問題と感ずるようであれば外すとか、差し替えるとか。 |
| 山岸委員 | この指針を誰が読むのかということがあると思います。市民の皆さんが見る時に、白杖を持っているイラストがあれば、ここは障がい者の人権の話であるとか、そういうポイントごとで見ると見ると思っています。施策として読んでいくのであればイラストは要らないのかもしれませんが市民の方がネット等で見るとすればイラストがあっても良いのではないかと思います。 |
| 吉田委員長 | これは、ネットにそのまま掲載されますか。 |
| 事務局【大澤主任】 | ホームページに掲載する予定です。 |
| 吉田委員長 | わかりました。 そうしたら、イラストは残しておいて、ただし、今後見る度に問題と感ずるところが無いかどうか検討していくことでよろしいでしょうか。極力、公式キャラクターなどがあればそのようにしたほうが良いと思いますが。 それと、表現として何か問題と感ずるところがあればおっしゃってください。 |
| 吉田委員長 | それでは、ご質問も今のところ特になければ引き続き検討していただくことで次の議題へ移ります。 |

ウ 第5章について

| | |
|-----------|--|
| 吉田委員長 | 次に、議題（1）ウ 「第5章について」事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局【大澤主任】 | 続きまして、議題（1）ウ 「第5章について」説明させていただきます。 資料2をご覧ください。 第5章について、現行指針では「小田原市の人権施策推進における課題」として、庁内推進体制の整備、第三者評価機関の設置、人権施 |

| | |
|-------|--|
| | <p>策推進指針の見直しの3つを掲げて記載しています。今回の改定版では、1つ目に行政の役割、2つ目に施策の推進体制等、3つ目に今後の人権擁護の推進に向けての3つとしました。</p> <p>人権問題は社会全体で解決に向けて取り組むべきことであり、一人ひとりが自分の問題として捉えて考えていただくことが必要ですが、1つ目として施策を行っていく主体となる市として取り組んでいくことを記載しました。2つ目として、今回のこの指針に基づき、今後、施策をどのように推進していくかが大事であり、推進体制について記載したものです。</p> <p>ここでは、推進体制と進行管理に分けて、推進体制では、庁内における他部署との連携を図る組織体制を整備していくことを記載しております。全庁的に人権に係る内容について、こういうことをやっていくべきだとか、そのような連携をもっととっていくことが必要だと考えています。また、人権施策推進委員会としての外部の委員から施策に関する助言等をいただきつつ、市の人権施策に落とし込み、できるものは反映していく形をとっていきたいと考えています。</p> <p>進行管理では、人権に係る研究を進めることと施策の進捗状況等を市民へ周知していくことを記載しました。</p> <p>3つ目は、今後の展望についての記載内容としています。今後、新たな人権問題が発生してくることも考えられる中で、幅広く情報を収集していくこと、それとともに先進的な施策の取り入れを検討していくこと、指針の見直しを行うことを記載しました。また、人権擁護に関わる小田原市としての行動規範の必要性について議論していくことも記載しております。</p> <p>議題（1）ウの説明は以上となります。</p> |
| 吉田委員長 | それでは、ご意見、ご質問等はございますか。 |
| 植田委員 | <p>現行指針の中に第三者評価機関の設置ということが書いてあります。今回の第5章を見ますと、PDCAを回す時のチェックの部分、例えばアンケートを取るといったことが、1の行政の役割の3つ目にある「多様な主体から意見を集め」というところで読み取ることができるわけですが、何かこの事業自体をどこでどのように評価するのかということがより明確に記載されていたら良いのではないかと思います。</p> |
| 吉田委員長 | <p>この指針の改定にあたり検討していますので、この委員会にそういうチェックの部分はかかってこないわけですが。過去に今の委員会ではなく機能していた時は、毎年、このような施策を行いましたと報告がありまして、質疑をしてチェックするということをやっています。そういうことをここでどのように盛り込むかですね。</p> <p>他の部分ではチェックというところのようなことがありますか。人権</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>施策推進指針どおりの施策が執行されているかを確認する仕組みは、他の委員会にかかりますか。</p> |
| 事務局【大澤主任】 | <p>他の委員会というと今思いあたる部分はございませんが、これまで懇談会のような形で、人権問題について市で行っている施策、取組に対して当時の皆様から意見をいただきながら進めておりました。人権施策推進委員会という形に現在は引き上げられましたが、外部の方から意見をもらうことは必要であると思っております。庁内での人権施策の取組の取りまとめは当課で行っておりますが、全庁的に話したりしていく組織体制が現状ではとれているわけではございませんので、今回は推進体制のところ盛り込んだところです。</p> <p>当然、指針ができましたら、それに基づいて実施してほしいということで周知はさせていただきます。</p> |
| 吉田委員長 | <p>今のご質問というのはチェックをどうしていくのかということ役割であるとか、推進体制の中に文言として盛り込むべきではないかのご指摘であるので、推進指針どおりの施策は、事業報告に対するこの委員会というか、それが主なものなののでしょうか。それを具体的に書く必要があるかは分かりませんが、チェックしています、今後やりますということも入れていただくことで、文言を検討していただくということになるかと思えます。</p> |
| 事務局【竹井課長】 | <p>今のご質問で資料2の下段にある推進体制で「庁内の組織体制を新たに整備」とありまして、その後「専門的な見地や当事者等の視点も加味しながら施策を評価していくため、「小田原市人権施策推進委員会」に継続的に意見を求め・・・」とあります。当然、意見を求める前に方向性をこの指針で示しているわけですから、それを個別の所管の事業の中でどのように反映してやっていくかということで、実施していることを吸い上げてデータにして、当委員会で確認していただくかたちで進んでいく、そのようなイメージでいます。</p> |
| 吉田委員長 | <p>そうすると、そういうことをやっていますということが文言として弱いようであれば、二段落目の一行目のところで、「施策を評価し」と切ってはどうですか。チェックをしていることを明確にするのであれば、そのように修正したら良いのではないのでしょうか。</p> <p>そのようなかたちでいかがでしょうか、植田委員。</p> |
| 植田委員 | <p>良いと思います。</p> |
| 吉田委員長 | <p>他にご意見、ご質問はございますか。</p> |
| 原田委員 | <p>私たちの国際交流団体連絡会でウクライナへのお金の募金を先月マロニエで行いました。コロナが少し収まってきた中だったので100人か200人位来てくれれば良いと思っていたのですが、予想以上の600人位の方が来てくれ、35万円の募金を大使館へ送りました。小田原市</p> |

| | |
|------------|------------------------------|
| | の多くは国際的な人権問題への関心が確かにあると思います。 |
| 吉田委員長 | 他にご質問等はございますか。 |
| ※委員からの意見なし | |
| 吉田委員長 | それでは、次の議題に移らせていただきます。 |

エ 資料編について

| | |
|-----------|--|
| 吉田委員長 | 次に、議題（１）エ 「資料編について」事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局【大澤主任】 | <p>続きまして、議題（１）エ 「資料編について」説明させていただきます。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>資料編については、他市の指針も参考に、掲載する内容の見直しを行いました。現行指針では、指針の策定経過や策定に携わった委員名簿、憲法や人権に係る法律、世界人権宣言等について記載しています。</p> <p>現時点では、まだ中身が記載できていない項目がございますので、その部分については空白となっております。</p> <p>今回、新たに追加した内容としては、市から本委員会への諮問内容や答申書の鑑を記載することや人権に係る主な法律・条約等を一覧にしたものを掲載することを考えています。人権問題に係る主な法律のうち、比較的新たに施行された法律として、平成25年の障害者差別解消法、平成28年の部落差別解消推進法、同じく平成28年のヘイトスピーチ解消法の3つをとりあげて条文を載せています。また、最後に市民等見ていただく方が人権に係る情報をURLやQRコードから取得できるように関連情報の頁を設けました。</p> <p>一方で、現行指針から削減した内容としては、憲法で規定する人権のことや平成14年に閣議決定された人権教育・啓発に関する基本計画の抜粋、「人権教育のための国連10年」に関する行動計画は除きました。これは、他市を見ても載せている自治体が無いことを踏まえ、このような対応としました。</p> <p>議題（１）エについての説明は以上となります。</p> |
| 吉田委員長 | ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。 |
| 吉田委員長 | お聞きしたいのですが、日本国憲法の抜粋となっておりますが、11条から30条まで、そこまでの量もないので全て載せてはいけませんか。 |
| 事務局【大澤主任】 | 48頁のところを全部をとということですか。 |
| 吉田委員長 | <p>少なくとも人権に関わるところで……。前文はいるでしょうか。</p> <p>前文と3章のところですね。それと、97条が載っていますが。二段組にしたら載らないですか。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 事務局【大澤主任】 | 前文ということですか。 |
| 吉田委員長 | そこまでの量はありませんので。 |
| 事務局【大澤主任】 | 確かにその程度であればそこまでの量とはならないかと思えます。 |
| 大石副委員長 | どうせだったら9条あたりからが良いのではないのでしょうか。 |
| 吉田委員長 | 前文があれば、国民主権の記載がそこに入りますよね。 |
| 大石副委員長 | そうですね。 |
| 吉田委員長 | 他の資料について、こういうことを入れてはどうかということはございますか。 |
| 大石副委員長 | 外国人の問題を考えていくときに、いつも話が出るのですが、憲法ですと基本は国民が主語となるわけで、国民は法の下に平等であるというかたちとなります。しかし、世界人権宣言では主語はすべて人となります。ですから、日本に住んでいる外国人もすべて人として考えていけば良いのですが。国民ではないということで排除されてしまうことがあり、現実的に大きな問題となっています。 |
| 吉田委員長 | 元々、日本国憲法を書いた時には、朝鮮半島から来られた人たちがいましたので、その人たちをカバーする条文がいくつかあったわけでした。ところがそれを過程で削ってしまいまして、今のよう形となりました。視野に入っていないわけではないのですが、おそらく朝鮮半島から来られた人は帰国するだろうと1970年代くらいまで韓国も日本も双方がそのように思っていました。蓋を開けたらそうではなくて、やはり住んでいるところを移ることはとても大きな問題で、帰りたいと思っても帰らないこともあり、そういうことも視野に入れて施策を打っていかなければいけないと1970年代に入ってからようやくわかったようです。文言がうまく合致していないのはそういうことでして、解釈では可能な限り外国人の人権を保障するということになっています。 |
| 大石副委員長 | GHQ の案では外国人の人権を二つの条文に載せて保障すると書いてあるものを、「およそ人は」というように一本にまとめて、国民は法の下に平等であるとしてしまったわけです。だから当時の官僚は憲法の制作過程ですごく関わっていたわけです。非常に巧妙なやり方であったといろいろなところで言われておりますが。そのような中で、ある面ではすべての人に保障されなければならない人権が、国民という規定の中で外国人のことが抜け落ちてしまっているようです。 |
| 吉田委員長 | ドイツではそのように国民と書くわけですから法的なステータスが問題になるわけです。 |
| 大石副委員長 | 英語だと、「people」ですよね。英語訳であれば外国人も含まれるわけですがけれど日本語訳となると国民となって、国民は国籍法によって規定されているので、外国人は含まれなくなってしまうわけです。 |

| | |
|--------------|--|
| 吉田委員長 | <p>「人民」ですよ。アメリカは移民の国で戸籍のような登録簿があるわけではないですから、そこに居る人が問題であって出生地主義をとっていますから、ドイツとは違いますよね。当時の日本の法律を勉強した人はドイツ法を勉強しているでしょうからそのような傾向はあると思います。歴史的な経過があっても一口には言えませんが、日本国憲法で国民ではないから人権がないかという、そうではなく書き方の問題であって、1946年当時の学者や官僚の能力というか、朝鮮半島の関係であるとか、いろいろなものがあって簡単ではないと思います。</p> <p>ともかく、日本国憲法は載せておいたほうがよいということですね。前文は載せますか。</p> |
| 大石副委員長 | 前文は載せたほうが良いですね。 |
| 吉田委員長 | <p>それでは前文を載せることでお願いします。</p> <p>他にご意見、ご質問等はございますか。</p> |
| ※委員からの意見等なし。 | |
| 吉田委員長 | それではまた何かありましたらお願いということで、この議題については終わりにいたします。 |

(2) その他

| | |
|-----------|--|
| 吉田委員長 | 次に、議題（2）小田原市人権施策推進指針改定版（概要版）の検討について、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 事務局【大澤主任】 | <p>続きまして、議題（2）「小田原市人権施策推進指針改定版（概要版）の検討について」説明させていただきます。</p> <p>資料4-1及び資料4-2とカラー刷りの案を3パターンほど用意しておりますのでご覧ください。</p> <p>今回の改定にかかる概要版について、本日の会議においては骨子案としてお手元に複数の資料をご用意させていただきました。</p> <p>資料4-1と資料4-2について掲載している項目は同じとなります。見せ方について比較できるようなものとして用意したものです。資料4-1の方がよりフォーマルな形で作成しており、資料4-2ではフォントを変更したりイラストを入れて、より柔らかいイメージとしています。また、それ以外にカラー刷りのものを3パターン用意しています。色味なども変えたものを用意しました。</p> <p>概要版については、本編とあわせて今年度中の策定を目標としております。ページ数は10ページ、カラー印刷を想定しています。委員の皆様からは概要版として載せていく項目のことや、イラスト、色づかいなどをはじめ、見てもらいやすくなる考えなどがありましたら意見として言っていただければ助かります。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>また、概要版の中では昨年の委員会でも話が出ておりましたが、人権問題についてより身近に感じてもらえるようにコラムなどを入れてはどうかのご意見が出ておりました。この概要版の中でもコラムについて掲載できるよう紙面を少し確保するつもりで考えています。出来ましたら委員の皆様が知っている事例などを基にしたコラムを掲載できたらと考えています。身近なところでこういう問題が起こっているとか、そのような分かりやすいものを盛り込むことが出来たら良いと考えています。ぜひともご協力をいただきたくお願いいたします。</p> <p>議題（２）についての説明は以上となります。</p> |
| 吉田委員長 | <p>ご意見、ご質問があればおっしゃっていただくか、或いはどちらが好ましいかなど、外注でなく市で制作するとのことなので限界はあるかと思いますが、イメージとしてはどちらがよろしいでしょうか。</p> |
| 山本委員 | <p>見ていただく、そして身近に感じていただくという観点と、なるべく批判を受けないという観点でのバランスが必要だと思います。批判を恐れて余計なものはいれないとすると誰も読まないものになってしまうかもしれませんので、バランスをとりながら見ていただくことを考えると個人的には資料４－２かなと思います。</p> |
| 吉田委員長 | <p>ちなみに表紙はどれが好みでしょうか。置いてあつて読もうかなと思うものとしては。</p> |
| 山本委員 | <p>私は緑のイメージです。</p> |
| 山岸委員 | <p>受け取る人のイメージかなとは思いますが、手にとってもらえばマルチカラーのイメージです。</p> <p>中身として、字はやはり大きいほうが読みやすいです。それと、イラストが細かいものがいろいろとあるので、イラストが入ると少し目がチカチカします。字の大きさで言えば資料４－２の方が良いかと。</p> |
| 吉田委員長 | <p>費用と頁数の問題であると思いますが、出来る限り字は大きくしてほしいとのリクエストです。</p> <p>あとは、イラストを全部入れるかどうか、または１ページに１個くらいとするかなどがありますが。</p> |
| 志澤委員 | <p>イメージカラーがあつて、社会を明るくする運動が黄色であつたり、オレンジが自死のゲートキーパーのカラーであつたり、DV防止が紫リボンであるとか、いろいろなイメージカラーがありますので、このいろいろな色が入っているものが良いかと思います。資料としては４－２の方が良いかと思います。字が見やすいこととイラストもあると柔らかい感じが出ますので。イラストの数については、先ほどのホゴちゃんもそうですし、ちょこちょこ入れていただいたほうが。スペースに応じて数は考えていったら良いのではないのでしょうか。</p> |
| 瀬戸委員 | <p>先ほどのリボンのことは志澤委員と同じで、そう言われてみればそ</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>それぞれの色を使っているなど思うのですが、私としては冷静に人を見て平等に温かく親切にしていくことが人権だと思いますので、冷静さがある緑のイメージが良いと思います。</p> |
| 原田委員 | <p>私はマルチカラーが良いと思います。ただ下が白でないほうが良いような気がします。資料は4-2のほうが良いと思います。イラストも今あるようにそれぞれのところであったほうが見たくなるかなと思います。</p> |
| 五十嵐委員 | <p>私もマルチカラーが良いと思います。人権は違う人に対して人として扱うということだと思いますので、違うということが分かるようなメッセージが良いのではないかと思います。イラストはいろいろな人が見やすいということであれば入っていたほうが良いと思いますし、字は大きいほうが良いです。バランスは市の方にお任せするというところで。</p> |
| 吉田委員長 | <p>思いついたのですが、ふりがなを入れると字は小さくなるでしょうか。</p> |
| 事務局【大澤主任】 | <p>印刷に係る予算的な部分と、字を大きくすれば頁数が増えますので、今10頁としているところが12頁となった場合はどうなるかとか、そのあたりは試算してみてもとなりますが可能な限りは対応したいと思います。</p> |
| 吉田委員長 | <p>難しい字の場合は外国の方や日本語能力が十分でない方は読みづらいと思いますので、ふりがなが付けられるのであればお願いしたいと思います。</p> <p>パソコンで作成してますのでふりがなを付けることは可能ですよね。ご検討いただくということでお願いします。</p> |
| 植田委員 | <p>私もマルチカラーが良いのと、資料は4-2が良いと思います。いろいろな文章を見た時に気になることは、これはいつ策定されたものかが気になります。裏表紙までいかないと分からない中で、改定年度などは表にあったほうが良いかと思っています。マルチカラーが良いと思ったのですが、平等であるとか個性であるとか多様性といった時に直線なのかどうかというところが引っかかりました。温かさがあまりない印象を受けました。</p> |
| 村上委員 | <p>私は資料としては4-2で柔らかさというかイラストも入っていたほうが親しみやすいと思います。色についてはマルチカラーが良いと思いますが、この色味というか淡い感じがして、個性を發揮するという意味ではもっとはっきりした色でも良いのかなと思いました。個人的な意見ですがもっと強くても良いかと感じました。</p> |
| 吉田委員長 | <p>字を大きくという意見やイラストは字数との兼ね合いということがありました。その他で何かございますか。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 山岸委員 | 中身の色は何色となるのでしょうか。 |
| 事務局【大澤主任】 | 中身の色はいろいろと調整ができますので、表紙と全く違う色を持つてくることは今のところ考えておりません。何かしら表紙と関連性がある色を持ってきています。変更することは出来ます。 |
| 山岸委員 | 白抜きのほうが字は見やすいと思います。 |
| 吉田委員長 | それでは委員の皆さんの意見をとりまとめていただき、進めてもらうということで、このあたりで議題（2）については終了します。 |

(3) その他

| | |
|----------------|--|
| 吉田委員長 | 次に、議題（3）その他として、何かご発言したい委員の方がおられましたら申し出てください。 |
| 村上委員 | <p>資料1の内容ですが、気になったところとして、17頁の「障がい者の人権」の主要施策の方向1の「相談・支援と権利擁護の充実」ですが、「また」以降の「障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために成年後見制度の活用などを促進し権利擁護を推進します」とありますが、その中の「理解を深めるために」という部分が引っかかりまして、成年後見制度は権利擁護をするための制度なのですが、それを上手くまわすために理解を深めるということはどうなのかと。この「理解を深めるために」という部分を「理解を深め、」にすることが簡単ではないかと思います。その部分を検討していただければと思います。成年後見制度をより良く動かしていくために障がいや障がいのある人への理解を深めていくことだと思えます。</p> <p>2点目は37頁の婚外子の人権のところの2行目で「人としての尊厳が侵害されていることがあります」とあります。尊厳だと、冒されるとか損なわれるとかだと思えますので、権利侵害なのかと思います。その部分もご確認をお願いします。</p> |
| 吉田委員長 | <p>そうすると、そこは尊厳が冒されているとなりますでしょうか。そして、先ほどのところは点で区切ったほうが良いかと思います。</p> <p>引き続き、読んでいただいて変なところがありましたらおっしゃってください。その他で気づかれた方はどなたかいらっしゃいますか。</p> |
| ※その他、委員から意見なし。 | |
| 吉田委員長 | それでは事務局からお願いします。 |
| 事務局【大澤主任】 | <p>それでは、事務局から発言をさせていただきます。</p> <p>指針の策定スケジュールについては、次回、第6回の会議が最後となります。今後、事務局では本日の委員会でいただきました修正意見を踏まえたうえで、現在の素案を案に引き上げさせていただきます。そのうえで、12月市議会定例会の常任委員会に経過報告させていただきます。その後、予定ですが12月15日から1月13日までの期間において、</p> |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>小田原市人権施策推進指針改定版（案）についてパブリックコメントを実施し、市民や団体等皆さんからの意見を聴取いたします。</p> <p>そして、パブリックコメントでの意見も踏まえて、案の見直しを行い、第6回の委員会では指針の最終案について検討します。その後、答申を行い、今年度中に策定する予定としています。</p> <p>概要版につきましては、本日いただいた意見を踏まえ、第6回の委員会において内容を入れた形でお示ししたいと考えています。</p> <p>また、次回、第6回の日程調整につきましては、WEB上で入力していただくことで別途ご案内をさせていただきます。</p> <p>先ほどの話に戻りますが、概要版におけるコラムについて、書いても良いと思われた委員の方がおられましたら事務局宛てにご連絡をいただければ助かります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>吉田委員長</p> | <p>おそらく、小田原の地元の方が良いのだろうと思います。ぜひ手を挙げていただいて書いていただければ助かります。</p> <p>それでは、ご質問等もないようですので、以上をもって本日の議事は全て終了となりました。円滑な議事進行にご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>次回が最終となりますので、もう一度読み返していただいて先ほどのような問題があれば修正をしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> |